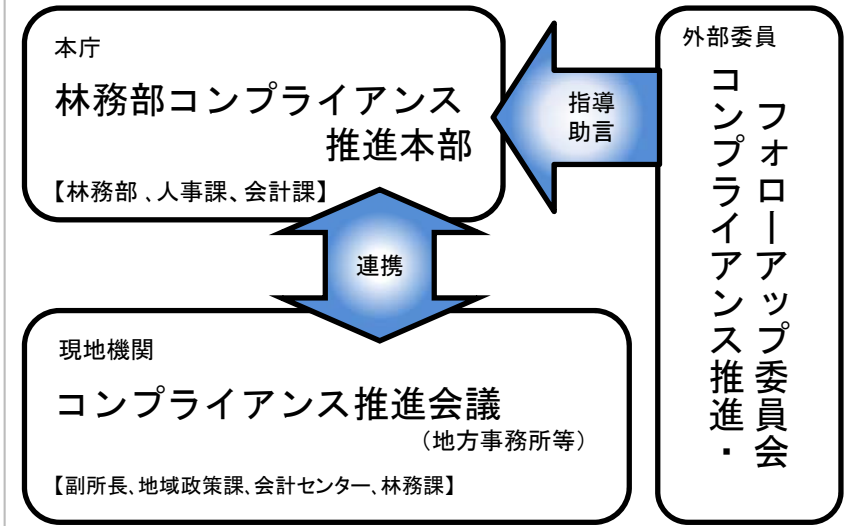


林務部コンプライアンス推進行動計画の概要

林務部コンプライアンス推進行動計画の策定にあたって

- 大北森林組合補助金不適正受給事案の一因を作った、**私たち、長野県林務部は、次の4つの過ちについて反省しなければなりません。**
①目標達成等のため、業務執行にあたり不適切な手段・手法を選択したこと、②組織として防ぐための手だてを講じられず、不適切な事案を一部把握した際にも適切な対応がとれなかったこと、③地域の実情を十分考慮せず目標を設定し、実態を十分に把握しないまま事業を推進したこと、④従来の森林組合に対する指導監督では事案を抑止できなかったこと
- **本行動計画は、こうした事案に対する反省と「今後の林務行政が今後どうあるべきか」という視点等を踏まえて議論し、現地機関職員との意見交換を行い、とりまとめたもの**です。
- 私たち林務部は、**今回の事案発生を真摯に反省し、再発防止に向けて、本行動計画に沿って、自分たちの業務を徹底的に改善する取組を進めます。**
- 取組の推進に当たっては、「**県民に信頼され、期待に応えられる県行政を目指す**」という長野県行政経営理念のビジョンを常に意識し、「**自らの業務が適切か常に点検・議論し、行動する**」ことをお約束いたします。

推進体制



I 二度と不祥事を“起こさない”人と組織づくり

- 1 職員の資質向上とコンプライアンス(※1)意識の改革
 - ① 林務部職員一人ひとりの業務に向かう姿勢の学び直し
 - ・ 今回の事案について全職員が理解を深め、考えるための車座集会・ワークショップの実施、規範意識醸成を図るための職場内研修会の実施、基本に立ち返り学ぶため管理監督者向け研修を積極的に受講
 - ② 日常業務を通じたコンプライアンス意識の向上への取組
 - ・ 全職員がレポート(今回の事案を今後どう活かすか)をまとめ業務に対する姿勢を確認
 - ・ 業績評価においてコンプライアンスの視点を踏まえた業務目標を設定
 - ③ 職員間のコミュニケーションを活性化し、県民起点で議論する組織づくり
 - ・ 所属長が自らのメッセージや各所属での取組等をメールで発信
 - ・ 職場内検討会を月に1回以上開催し係横断的な課題に対し連携
 - ・ 年1回以上、全ての現地機関を林務部幹部が訪問して直接課題を議論
- 2 組織として不祥事を防止するための仕組みづくり
 - ① 再発防止に向けた体制の整備
 - ・ 本庁にコンプライアンス推進本部、現地機関にコンプライアンス推進会議を設置し、行動計画に基づく取組の進捗管理、効果検証を実施
 - ② 林務部の業務におけるけん制体制の強化
 - ・ 補助金の推進担当と検査担当の区分けや人事異動による林業職以外の配置の拡大の検討
 - ・ 業務に関するメールは所属メールアドレスで行うことを徹底
 - ③ 業務の執行状況の把握・点検
 - ・ 係内の業務を点検しあい課題の洗い出しを行う係会を毎週1回
 - ④ 問題を早期発見・対応する仕組みづくり
 - ・ 法令違反に限らず、業務推進上の懸案等、幅広く受け付ける「気軽に相談できる窓口」の設置
 - ・ 不適切な事案発生時に組織的かつ迅速的確に対応できる仕組を整備
 - ⑤ 業務量に応じた柔軟な業務体制の変更、応援体制の整備
 - ・ 各所属の実態やニーズの確実な把握
 - ・ 災害以外の業務にも適用する応援要領の整備

II 二度と不祥事が“起きない”事務事業の仕組みの構築

- 3 県民起点で現場実態を踏まえた計画づくりと予算執行
 - ① 森林づくりアクションプランのH28以降の目標の設定
 - ・ これまでの取組等について、地域ごとの目標と実績の乖離の要因などの評価・検証を行うとともに、地域ごとの林業事業体等の実績や将来計画など、地域の実情を把握
 - ・ 評価・検証や実情把握を踏まえ、第2期アクションプラン後半の目標について、目標達成に向けた課題等を抽出し、本庁と現地機関の合意の下、目標案を作成、市町村、関係団体等の意見を聴き、目標決定
 - ② 県民目線での適正な予算執行
 - ・ 決算に向けては早期の事業費確定に努め、補正予算や繰越手続等を適切に実施
- 4 造林補助事業での不適正申請を許さない仕組みの構築
 - ① 造林補助事業の要領等に沿った運用の徹底
 - ・ 補助要件等の解釈の具体例を蓄積し、現地機関と共有
 - ② 補助申請者による自己チェックの強化と書類調査の厳格化
 - ・ 森林GISを活用した施工地台帳の整備など重複申請を防止するための施工地管理を実施
 - ③ 現地調査の形骸化防止・けん制体制強化
 - ・ 現地調査箇所抽出にあたっては、乱数表を活用し無作為抽出を徹底
 - ・ 現地調査は原則2人態勢で実施
 - ④ 実態に即した予算執行に向けた予算編成・配分の見直し
 - ・ 9月に地域の計画量を調査し、当初予算に反映
 - ⑤ 現地調査が困難な年度末申請の見直し
 - ・ 事業体の意向を確認のうえ、積雪により現地調査が困難な第6回申請(2/20期限)を原則廃止
- 5 不適正受給が判明した事業における再発防止
 - ・ 造林補助事業以外で不適正が判明した事業において、事業内容の再周知やチェックリストによる確認の徹底など発生原因に応じた再発防止を徹底

III 二度と不祥事を“起こさせない”ための森林組合の指導監督

- 6 森林組合の内部管理体制整備の促進
 - ① 県と県森連(※2)が連携した森林組合の内部管理体制の整備促進
 - ・ 県森連が実施するガイドライン作成に参加し助言・支援
 - ・ 県森連が実施する組合役員・職員研修に対し講師派遣
 - ② 森林組合に対する県の指導力の強化
 - ・ 見直しが進んでいなかった森林組合指導方針を改正
 - ・ 地事職員対象の研修、各組合等への技術指導等を通じ、担当者の資質を向上
 - ・ 全組合と早急に意見交換し、今後の指導等に反映
 - ③ 県の森林組合常例検査の実施体制の強化
 - ・ 検査員の増、隔年検査から毎年検査への変更など、検査実施体制を強化
 - ・ 現行の検査項目の見直し
 - ・ 検査指示事項が未改善の場合の県の改善指導の方法を強化
 - ・ 地事職員対象の研修、外部研修への参加促進など、検査員の資質を向上
- ※2 県森連…長野県森林組合連合会

フォロー体制

- 行動計画を確実にフォローしていく体制づくり
 - ・ 外部有識者で構成するコンプライアンス推進・フォローアップ委員会を設置し、客観的かつ専門的な立場から助言を受ける
 - ・ 再発防止に向けた行動計画、取組状況の評価・検証結果をHP等により広く情報開示する
 - ・ 取組の実施状況の検証を行うとともに、その結果に応じて順次計画を見直し、PDCAサイクルにより取組の充実に努める

※1 コンプライアンスとは、単に法令を遵守することだけでなく、「社会からの要請を常に真摯に捉え、思考・議論した上で自らの業務に取り込んでいく」という意味で使っています。